



# 長野県報

9月28日(月)  
平成27年  
(2015年)  
第2711号

## 目次

### 規則

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則(人材育成課) ..... 1

### 告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) ..... 4

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築住宅課) ..... 4

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) ..... 4

特定計量器の定期検査の実施(ものづくり振興課) ..... 4

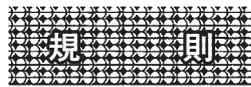
### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課) ..... 5

特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) ..... 5

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課) ..... 6

特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許課) ..... 6



長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年9月28日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第48号

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県工科短期大学校管理規則(平成6年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工科短期大学校管理規則

目次中「第4章 授業料等(第22条—第28条)」を

「第4章 短期課程(第22条—第29条) に、「第5章」を「第6章 授業料等(第30条—第36条)」

章」に、「第29条」を「第37条」に改める。

第1条中「長野県工科短期大学校条例」を「工科短期大学校条例」に、「長野県工科短期大学校(」を「工科短期大学校(」に改める。

第2条中「学生」を「専門課程の学生(以下この章において「学生」という。)」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分	学 科	入 学 定 員	総定員
	生産技術科	20人	40人

長野県工科短期大学校	制御技術科	20人	40人
	電子技術科	20人	40人
	情報技術科	20人	40人
長野県南信工科短期大学校	機械・生産技術科	20人	40人
	電気・制御技術科	20人	40人

第5条中「休業日は、次の各号」を「専門課程の休業日は、次に改める。

第6条第1項中「科目」を「長野県工科短期大学校の専門課程における科目」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に、「同表」を「これらの表」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「単位数」を「前2項の単位数」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 長野県南信工科短期大学校の専門課程における科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

第7条第2項中「前条第3項ただし書」を「前条第4項ただし書」に、「別表」を「別表第1又は別表第2」に改める。

第8条中「に入学」を「の専門課程に入学」に改める。

第9条第1項中「第4条」を「第5条第1項」に、「、人物考査及び身体検査」を「及び人物考査」に改める。

第11条中「第4条」を「第5条第1項」に改める。

第12条第1項中「一に該当する者」を「いずれかに該当する者の

専門課程へ」に改める。

第16条中「に規定」を「又は第2項に規定」に改める。

第5章中第29条を第37条とし、同章を第6章とする。

第4章中第28条を第36条とする。

第27条中「第9条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条を第35条とする。

第26条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第24条」を「第32条」に改め、同条を第34条とする。

第25条中「第23条第1項第1号」を「第31条第1項第1号」に改め、同条を第33条とし、第24条を第32条とする。

第23条第1項中「第8条」を「第9条」に改め、同項第2号中「以下この項及び第27条」を「次号及び第35条」に改め、同条を第31条とする。

第22条第2項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第6条第1項に規定する在職者訓練の授業料の額は、286円に訓練時間数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第22条を第30条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

#### 第4章 短期課程

(学科等)

第22条 短期課程の学科は機械科（長野県南信工科短期大学校に限る。）とし、その期間は6月とし、その学生の定員は別に定める。

2 前項の規定により定員を定めたときは、速やかに告示するものとする。

3 第1項に定めるもののほか、知事が必要と認めるときは、短期課程の学科、期間及び定員を別に定めるものとする。

(休業日)

第23条 短期課程の休業日は、次に掲げるとおりとする。この場合においては、第5条ただし書の規定を準用する。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（第1号に掲げる日を除く。）

(入学志願の手続)

第24条 短期大学校の短期課程に入学しようとする者は、入学願書に校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(入学審査)

第25条 条例第5条第3項において準用する同条第1項に規定する入学審査は、適性検査及び人物考査とする。

(入学審査の期日等の公告)

第26条 前2条に定めるもののほか、入学願書の提出期限、入学審査の期日及び場所その他入学審査に関し必要な事項は、その都度公告する。

(誓約書及び保証人)

第27条 条例第5条第3項において準用する同条第1項の規定により入学を許可された者は、校長が指定する期日までに、誓約書（当該入学を許可された者が未成年者のときは、独立の生計を営む保証人と連署した誓約書）を校長に提出しなければならない。

(修了証書)

第28条 校長は、所定の課程を修了した短期課程の学生に修了証書

を授与する。

(準用)

第29条 第14条、第15条（第1号及び第2号を除く。）、第19条及び第20条の規定は、短期課程の学生について準用する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の別表を加える。

(別表第2) (第6条関係)

#### 1 機械・生産技術科

科	目	単位数
一般教育	社会学	1
	知的所有権	1
	基礎数学	1
	解析学概論Ⅰ	1
	解析学概論Ⅱ	1
	英語Ⅰ	2
	英語Ⅱ	2
	体育Ⅰ 体育Ⅱ	2 1
基礎講義	制御工学概論	2
	電気工学概論	2
	情報工学概論	2
	機械材料	2
	材料力学Ⅰ	1
	材料力学Ⅱ	1
	熱力学	1
	力学演習	1
	基礎製図	5
	生産工学 安全衛生工学	2 2
専攻講義	機械工学	3
	機械加工学	4
	数値制御Ⅰ	2
	数値制御Ⅱ	2
	流体工学	1
	油圧・空圧制御	1
	シーケンス制御	2
	測定工学	2
	機械設計製図Ⅰ	3
	機械設計製図Ⅱ	1
	ゼミナールⅠ	2
	ゼミナールⅡ	2
	ゼミナールⅢ	2
	ゼミナールⅣ	2
基礎実技	機械工学基礎実験Ⅰ	3
	機械工学基礎実験Ⅱ	2
	電気工学基礎実験	2
	情報処理実習	5
	安全衛生作業法	2
専攻実技	機械加工実習Ⅰ	8
	機械加工実習Ⅱ	2
	機械加工実習Ⅲ	4
	機械加工実習Ⅳ	4
	制御工学実習Ⅰ	1
	制御工学実習Ⅱ	4
	制御工学実習Ⅲ	3
	測定工学実習	2
	設計製図実習Ⅰ	2
	設計製図実習Ⅱ	3
	設計製図実習Ⅲ	8
	総合課題	14
	卒業研究	25

2 電気・制御技術科

科 目		単位数
一般教育	社会学	1
	知的所有権	1
	基礎数学	1
	解析学概論Ⅰ	1
	解析学概論Ⅱ	1
	英語Ⅰ	2
	英語Ⅱ	2
	体育Ⅰ	2
	体育Ⅱ	1
基礎講義	情報通信工学概論	2
	電磁気学	4
	電気回路	4
	電子デバイス工学	4
	計測制御工学Ⅰ	2
	計測制御工学Ⅱ	2
	生産工学	2
	安全衛生工学	2
専攻講義	機械制御Ⅰ	4
	機械制御Ⅱ	2
	電気機器	4
	環境・エネルギー有効利用技術Ⅰ	4
	環境・エネルギー有効利用技術Ⅱ	3
	自動制御Ⅰ	2
	自動制御Ⅱ	5
	ゼミナールⅠ	2
	ゼミナールⅡ	2
	ゼミナールⅢ	2
ゼミナールⅣ	2	
基礎実技	電気工学基礎実験	4
	電子デバイス工学基礎実験Ⅰ	2
	電子デバイス工学基礎実験Ⅱ	2
	電子回路基礎実験Ⅰ	2
	電子回路基礎実験Ⅱ	2
	情報通信工学基礎実習	4
	安全衛生作業法	2
専攻実技	機械工作実習	4
	機械制御実習Ⅰ	6
	機械制御実習Ⅱ	3
	F Aシステム構築実習Ⅰ	6
	F Aシステム構築実習Ⅱ	4
	電気機器実験	2
	環境・エネルギー有効利用実習	4
	自動制御実習	4
	総合課題	14
	卒業研究	25

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び第9条第1項の改正規定(「第4条」を「第5条第1項」に改める部分を除く。)は平成27年10月1日から、第4章を第5章とし、第3章の次に1章を加える改正規定(第24条に係る部分に限る。)は同年12月1日から施行する。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

2 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(6)中「長野県工科短期大学学校条例」を「工科短期大学学校条例」に改める。

(技術専門校管理規則の一部改正)

3 技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県伊那技術専門校の項を削る。

人材育成課